

<論文（会計学）>

## イギリスにおける固定資産と資本の関係

小野正芳

### 要旨

イギリスでは固定資産の再評価損益が資本の部に直接計上され、それが実現した場合にも損益計算書において利益に含められることなく、直接、利益剰余金に加減算される。固定資産の再評価損益以外の項目についてこのような処理がなされることはなく、固定資産特有の処理である。とすれば、固定資産はイギリス会計において、他の項目にはない特殊な位置づけにあると考えられるのであり、本稿では、イギリスにおいて固定資産だけが資本と直接的な結びつきをもっている点を指摘している。すなわち、イギリスにおいては固定資産＝資本と考えられているのであり、その他の項目およびイギリス以外の国で行われている会計にはない特徴である点を明らかにしている。

### キーワード

複会計制度 固定資産と資本の直接的な結びつき 実物資本維持

### 目次

- I はじめに
- II 複会計制度 ー固定資産と資本の結びつきー
- III 固定資産に関する会計原則と会社法
- IV 固定資産売却益に関する考え方
- V おわりに

## I はじめに

イギリスでは総認識利得損失計算書が作成されており、固定資産の再評価積立金 (revaluation reserve) (ASB [1999] par.63)、外貨換算会計における換算差異 (exchange differences) (ASB [2004a] par.32)、売却可能金融資産 (available-for sale financial asset) の評価損益 (ASB [2004b] par.55) が計上される。これらは、いずれも対象となっている資産および負債に決算日の価格を付した場合に生じる評価差額である。

外貨換算会計における換算差異と売却可能金融資産の評価損益は、総認識利得損失計算書に計上された後、実現した場合には、リサイクルされ損益計算書に計上されるのに対して (ASB [2004a] par.32、ASB [2004b] par.55)、固定資産の再評価積立金はリサイクルがなされないため、実現した場合には、損益計算書に計上されることなく、直接、利益剰余金に加減算される (ASB [1999] par.72)。

このように、総認識利得損失計算書に計上される評価差額という共通の性質を持つ項目でありながら、その後の取扱いに違いが生じる。その後の取扱いに違いが生じるのは、固定資産の再評価積立金が、外貨換算会計における換算差異および売却可能金融資産の評価損益と異なる意味をもっている (固定資産の再評価積立金が独特の性質を持っている) からと考えられる。

本稿では、過去 (1970年代まで) の固定資産 (の会計) に関する議論を概観し、会計上、固定資産 (の会計) がどのように考えられてきたのかについて考察する。現時点で、固定資産の再評価に伴う評価差額が再評価積立金という形で、損益計算と切り離された形で資本に直接計上される点を前提として、イギリスにおいて固定資産と資本の関係がどのように考えられてきたのかを明らかにしたい。

## Ⅱ 複会計制度 —固定資産と資本の結びつき—

イギリスにおける固定資産と資本の関係を考察する際に、最も注目に値するのが複会計制度であると考えられる（上村 [1959] p.79）。複会計制度では、貸借対照表を資本勘定と一般貸借対照表に分割し、資本的収支を独立して計算・表示する点に特徴がある。以下、複会計制度について概観する。

### (1) 複会計制度の概要

複会計制度の特徴は、資本的収支の部分が貸借対照表から分離されている点にあり、1868年鉄道事業法によって制度化された。

複会計制度では、まず、株式の発行や長期借入によって得た資金を資本勘定の貸方に記録し、路線・車輛・船舶といった固定資産を借方に記録する（図1）。資本勘定の貸借差額は運転資本を表し、一般貸借対照表に転記される（図4）。

一方、収益勘定において、旅客運搬収入や貨物運搬収入等の事業収入が貸方に記入され、路線・設備等の関連経費（維持費や取替費用を含む）、運送設備等の関連経費（維持費や取替費用を含む）、その他事業のために必要な費用が借方に記載される（図2）。したがって、収益勘定は、現在でいうところの営業損益が計算される計算書である（山浦 [1987] p.21）といえよう<sup>(1)</sup>。この勘定の貸借差額は純収益勘定に振り替えられる。

純収益勘定では、収益勘定から振り替えられてきた営業損益に、受取配当金や受取利息等の財務収益および支払利息やリース料等の財務費用を加減し、配当可能残高が求められる（図3）。

そして、一般貸借対照表では、運転資本としての意味をもつ資本勘定残高、配当可能残高としての意味をもつ純収益残高、未収勘定、未払勘定等が記載される（図4）。

資本勘定 (図1)

支出	期首繰越額	期中支出額	合計	収入	期首繰越額	期中収入額	合計
	営業中の路線へ 工事中の路線へ 各種車両へ 他鉄道への出資へ ドック・船舶・その他					株式より 借入金より 社債より その他	
残高							

収益勘定 (図2)

路線・工場・駅舎等の関連経費 (人件費・修繕・維持・取替費) 機関車の関連経費 客車・貨車の関連経費 運送諸経費 一般管理費 法律諸費用 議会費用 補償金 地方税・国税 運送税 その他特別費・諸費用 純収益勘定への振替残高 計		旅客収入 手荷物・馬匹取扱収入 郵便物収入 一般貨物収入 家畜運搬収入 鉱石運搬収入 その他特別収入・諸収入 (海・河川運送収入、賃料等) 計	
--	--	---	--

純収益勘定 (図3)

担保・無担保借款利息 社債利息 前受払込金利息 短期借入金利息 ロイド式債務承認証書利息 その他支払利息 リース路線賃料・保証料等 その他特別支払・諸支払 配当可能残高 計		前期繰越残高 収益勘定からの残高 受取配当金 銀行・その他受取利息 その他特別収入・諸収入 計	
---	--	--	--

一般貸借対照表（図4）

資本勘定残高		当座預金	
純収益勘定残高		利付預金	
未払配当金・利息未払金		コンソル証券・国債	
短期借入金		資本的支出としなかった他鉄道株式	
ロイド式債務承認証書		貯藏品（棚卸品）	
当座借越		未取運賃	
各未払金		他社からの未収金	
手形交換所未払金		手形交換所からの未収金	
各種未決済勘定		郵便局からの未収金	
駅舎・工場・建物火災自家保険準備金		各種未決済勘定	
船舶火災自家保険準備基金		仮勘定	
その他		その他	
計		計	

## (2) 複会計制度導入の背景

複会計制度の原型となる会計は、1800年代に入って、イギリスにおける運河・鉄道企業においてすでに見られるようになっていた。

莫大な資金を要する運河・鉄道業においては一般大衆から多くの資金を調達する必要があり、株式会社形態によって運河・鉄道業が設立された<sup>(2)</sup>。したがって、運河・鉄道企業には多くの株主が存在することとなり、これら株主のための報告が必要とされるようになった<sup>(3)</sup>。これらの株主は様々な思惑で運河・鉄道企業に出資した。

当初、運河・鉄道企業に対しては、当該運河・鉄道の敷設による輸送時間短縮といった、当該運河・鉄道企業から直接的な便益を享受できる人々が多く出資した。その後、株式市場の整備によって、当該運河・鉄道企業から直接的な便益を享受することはない人々の出資が増加してきた。例えば、London and Birmingham鉄道の株主構成は以下の通りである。

職業	1833年		1837年		1833年		1837年	
	実数				%			
	持株数	持株金額	持株数	持株金額	持株数	持株金額	持株数	持株金額
商人	681	1,014.2	376	1,256.2	47	51	25	40
生産者	216	275.2	118	240.3	15	14	8	8
銀行	41	76.2	31	161.9	3	4	2	5
専門職	146	150.9	144	277.1	10	8	10	9
諸職業	78	60.4	72	70.4	5	3	5	2
地主	17	15.9	12	11.5	1	1	1	0
紳士・貴族	208	324.3	514	971.0	14	16	34	31
不明	3	8.4	5	15.1	0	0	0	0
婦人	66	56.7	219	149.0	5	3	15	5
合計	1,456	1,982.2	1,491	3,152.5	100	100	100	100

ここから読みとれることは、輸送網の充実によって、当該運河・鉄道企業からの直接的な便益を享受できる人々の代表であると考えられる商人の持株比率が低くなる一方で、当該運河・鉄道企業からの直接的な便益を享受することはない紳士・貴族の持株割合が高まっていることである。前者は、運河・鉄道企業が継続的に営業を続けることによって、自らが扱う商品が各地に迅速に輸送され、販売されることになるため、運河・鉄道企業から直接的な便益を享受できることになる。それに対して後者は、配当を受け取ることを通じて、あるいは株価の上昇によってのみ当該運河・鉄道企業からの便益を享受できるので、間接的に便益を享受することになる。すなわち、「資本の永久的価値に関心を持つ永久的投資的株主と、資本の永久的価値には関心がなく、現在の配当額に注目する一時的投機的株主との分化（村田 [1995] p.127）」が生じた<sup>(4)</sup>。ここでいう資本とは企業活動に投下された資本という意味であり、具体的には固定資産を意味する。

莫大な資金を調達した運河・鉄道企業は、これらの株主の要請に応えなければならない。したがって、経営活動を継続できるように固定資産自体が維持されているか、営業活動によって配当を支払うことができるような利益を産み出しているかという情報を提供することが必要になる。つまり、「運河・鉄道企業

における会計の使命は、「調達した現金を鉄道建設に適切に支出したという事実を表示するとともに、配当金として利用できる利益を明らかにする会計報告を行うこと（村田 [2001] p.116）」であり、そのための解決策として用いられるようになったのが、資本収支を明らかにする勘定と配当可能利益を計算する勘定を開示することであった<sup>(5)</sup>。

例えば、London and Birmingham鉄道では資本勘定、現金（残高）勘定、収益勘定が公表されていた（村田 [1995] p.130）。ほとんどの損益計算が現金ベースで行われていた当時は、一般貸借対照表にかわる勘定として現金勘定を表示すれば十分な場合もあった。いずれにしても、資本勘定と収益勘定が開示されていたのである。

複会計制度は「鉄道会計専門家からの本問題に関する代表団の派遣及び意見の陳述を歓迎し、さらに会計様式その他きわめて基本的な諸事項は、当時の著名な鉄道会計士との長期にわたる合議を経たのち初めて採択されたもの（上村 [1959] p.85）」であった。すなわち、「当時の株主ないし投資家の性格および要請を多分に反映し、これを満足せしめるよう配慮して制定されたものであり、また、当時の鉄道会計のうち健全かつ妥当な考え方や実践を導入している（上村 [1959] p.85）」ものである。このことは、先に挙げたLondon and Birmingham鉄道が公表していた3つの勘定がほとんど同じ形で制度上の公表計算書とされていることから明らかであろう<sup>(6)</sup>。

また一方で、運河・鉄道企業は、個別の法律に基づいて設立が認められていたため、議会の要請によって資本収支計算が必要とされたという点も指摘できる。

運河・鉄道企業を設立するためにはその建設費の見積額に応じて、議会によって授權資本が決定されていた<sup>(7)</sup>。このような授權資本が議会によって決定されるという事実は、「運河や鉄道の建設に際して投下される資本は、建設以外に支出してはいけないという議会の意志を表明するもの（村田 [2001] p.117）」といえよう。運河・鉄道業を営むためには運河を建設あるいは鉄道を敷設しな

なければならない。そのために必要な支出額と資金調達額をほぼ同一金額にするように法律で定められるのであるから、必然的に、調達された資金は建設にしかまわせないことになる。そのため、調達した資金とそれが投下された固定資産に関する計算書が必要とされるのであり、資本勘定の存在意義がある。

しかしながら、1868年の鉄道事業法によって資本勘定の開示が求められる以前は、調達した資金の中から配当を支払う事業者がいたことも事実である。運河・鉄道企業に出資している株主の思惑は様々であり、先に述べたように、株主のなかには一時的投機的株主もいた。運河・鉄道企業は莫大な建設費を要するためにそのような株主からの出資をも必要としたことも事実であった。実際に建設をはじめると予定よりも多くの資金が必要となったからである<sup>(8)</sup>。

一時的投機的株主が最も重視するのは配当である。したがって、運河・鉄道企業はこれらの株主の期待に応えるために、他の運河・鉄道企業よりも魅力的な配当を支払わなければならない。そこで行われたのが、いわゆるたこ足配当である。したがって、実際支払うことができる金額以上の配当を支払い、倒産する企業が出てくるようになり、多くの株主が損害を被った。最終的には、一時的投機的株主は株主としての立場を放棄し<sup>(9)</sup>、永久的投資的株主が当該企業の株主として残ることになり、彼らの要求が重要となった。したがって、「株主から調達した資本をいかに運用したかの管理責任 (stewardship) を明示する必要があったし、株主側からの要求もあったため、資本勘定を開示する (村田 [1995] p.75)」ことが重視されるようになった。

### (3) 複会計制度の意義

以上のような経緯で、イギリスでは、現在でいうところの貸借対照表から資本的収支部分を抜き出した資本勘定の作成が求められるようになった。

資本勘定は、株式の発行によって得た金額を意味する資本<sup>(10)</sup>が、固定資産すなわち、営業を行う上で永久的性格を持った資産取得のために支出されたこと

を説明するものであるいえ（村田 [1995] p.90）、「資本勘定は受託された資本に対する管理責任を明示するもの（村田 [1995] p.43）」である。このことは、資本が固定資産と結びついていることを意味するといえよう。

先にも述べたように、資本勘定の作成が要求されたのは、運河・鉄道企業の株主が永久的投資的株主と一時的投機的株主に分化し、そのうち、永久的投資的株主が当該企業の株主として残ることとなったからである。永久的投資的株主は、投資先企業が営業を継続できるための収益の元本たる固定資産が有効に維持されていることを何より期待する人々（上村 [1959] p.86）である。そのような人々に対して、企業は、「『私のお金をあなたはどのように使ったのか』という株主の質問に対する解答（Rowland [1935] p.269）」を情報として提供しなければならない<sup>(11)</sup>。つまり、「複会計制度は投資家の資金に対する会社役員のスチュワードシップを公に報告する目的を付与されていた（山浦 [1987] p.24）」のであり、永久的投資的株主から調達した資金とその用途を結びつける必要があるのである。このように、複会計制度では固定資産と資本が結びついている点を指摘できる。

そして、収益勘定が資本勘定とは独立して作成されるのは、固定資産取得のために調達した資金から配当が支払われていないことを証明するためである。莫大な資金を要する運河・鉄道企業は多くの投資家から資金を調達する必要があり、その投資家のなかには一時的投機的株主もいた。一時的投機的株主は配当を最も重視する。しかし、調達した資金から配当が支払われることになると、資金調達の効果が半減し、企業の営業活動そのものに悪い影響を与えてしまう。すなわち、「次期以降も株式を所有する永久的投資的株主の利益を、現在の投機的株主が受け取ることになる（村田 [1995] p.113）」のであって、「資本（＝実物資産一筆者注）の維持を目的とする永久的投資的株主は回避せねばならないこと（村田 [1995] p.113）」である。したがって、配当は資本的収支以外の営業収支部分から支払われるべきであり、そのことを明らかにするために収益勘定の作成が求められた。「両株主グループの調整を図るために、配当の基礎資料

として収益勘定は重要な意味をもっていた（村田 [1995] p.103）」わけである。このような考え方は、「(永久的投資的株主にとっての一筆者注) 自己の投資財産が・・・適正かつ安全に守られていることとなるような損益計算こそを望むような性格のもの（上村 [1959] p.99）」であり、収益勘定を独立させることによって、固定資産と資本が結びついており、企業が活動を続けている間はその結びつきが弱まることはないということを裏付けるものであるといえよう。

#### (4) 固定資産と取替法 一実物資本の維持一

そして、複会計制度では取替法がもとめられた。取替法は「企業の設備を常に当初の原能力と同様の有効な状態に維持すること、およびそうするための費用を収益に負担せしめるべき（上村 [1960] p.192）」方法という、複会計制度を制度化した1868年鉄道事業法で採用された方法である<sup>(12)</sup>。

取替法では、固定資産の維持・更新のために要した支出が費用として計上される。換言すれば、「資本的支出の結果として取得された資本的資産についてはその取得原価ではなくして、当該資産を維持・更新するために必要とされる金額が費用として収益に賦課される（上村 [1960] p.185）」ことになる。法が要求していたのは、「企業の設備を常に当初の原能力と同様の有効な状態に維持する」ことであり、その要求を満たすことが、永久的な企業の継続という永久的投資的株主の要求に応えることにつながる。そのためには、老朽化した固定資産に対する追加的な投資が必要になるであろう。

その追加的な投資を取替法によって処理することは、追加的な投資がなされた時点の追加投資支出額が費用として計上されることになる。企業そのものの存続をもとめる永久的投資的株主の要求に応えるための複会計制度では、「価格水準の変動時においては、・・・取替原価、または歴史的な原価を個別物価指数で修正した原価が費用として計算されなければならない道理（上村 [1960] p.187）」であり、「複会計制度はかかる計算を満足せしめるとともに積極的にこ

れを達成しようと意図する（上村 [1960] p.187）」ものであるといえる<sup>(13)</sup>。

追加的投資がなされた時点の追加投資支出額を費用とすることによって、仮に物価水準の上昇があった場合でも、固定資産を物的に当初の原能力と同様の有効な状態に維持できるとともに、いかなる物価水準の場合でも、固定資産が当初の原能力と同様の有効な状態を維持できるための投資原価の回収という資金的裏付けをもつものといえる。というのは、取替費用は収益勘定において借記されるのであり、営業活動から得た収益から取替費用を差し引いた後の金額のみが配当の原資とされるからである<sup>(14)</sup>。

これらのことから、複会計制度が「実物資本維持の損益計算を達成する制度である（上村 [1959] p.87）」ということを指摘できるのであり、企業経営を継続するために必要な固定資産の維持、すなわち、実物資本の維持という考え方を見て取ることができる<sup>(15)</sup>。

### Ⅲ 固定資産に関する会計原則と会社法

#### (1) 分配可能性に基づく資本と利益の区分

その後、複会計制度は電気やガスなどの公益企業の会計として採用されていたが、第二次大戦後になると、現在のような資産・負債・資本を1つにまとめる貸借対照表の作成がもとめられるようになった<sup>(16)</sup>。したがって、計算書類の形で固定資産と資本が直接結びついていることを示すことはなくなった。しかしながら、その後も固定資産と資本が直接結びついているという考え方は残されているようである。その例が、固定資産の再評価に伴う再評価差額を資本積立金とする実務であり、固定資産売却益を資本積立金とした実務である。前者は現在でも行われている実務であり、後者は1970年代まで行われていた実務である。そして、イギリスにおける資本積立金（リザーブ）と利益剰余金を区分する考え方の違いに、その流れを見いだすことができる。

イギリスでは、1943年の『会計原則勧告書第6 積立金と引当金』（以下、『第6勧告書』）が公表されるまで、「積立金と引当金という用語が一般的な代替語と解されていた（ICAEW [1943]）」。そこで、引当金を「特定の必要のために引き当てられた金額を意味することに限定する（ICAEW [1943]）」ことによって、会計情報の明瞭化を目指し、『第6勧告書』が公表された。

『第6勧告書』では、積立金が「(a) 会社の財政状態を強固にし、または予想し得ない偶発損失を填補するために留保されたfree reserve」と「(b) 正常的には配当として分配可能とは見なされないcapital reserveおよびother reserve（ICAEW [1943]）」に分けられる<sup>(17)</sup>。このfree reserveは、「企業における一般的利用のために用いられうる分配可能利益の留保額であって、法律的要求にもとづき、あるいは何らかの義務または政策に従って作られたものではないもの（中村 [1969] pp.127-128）」である。また、capital reserveおよびother reserveとは、「源泉的には利益の留保額であっても、法律的要求にもとづいて、あるいは何らかの義務または政策に従って作られたもの（中村 [1969] p.128）」である。つまり、その源泉は利益の留保額であるとされる。

そして、『第6勧告書』の改訂版である『会計原則勧告書第18 貸借対照表および損益計算書の表示』では、capital reserveについて、「法律的には配当可能であるが、貸借対照表日において取締役により分配可能とみなされないとところのother reserveにも用いてよい（ICAEW [1958]）」と述べ、利益を源泉とする剰余金を取締役の判断で資本積立金とすることが認められている。

これらは会社法の規定にも取り込まれている。1948年会社法では、「資本積立金は損益計算書を通じて自由に分配することができないものとする（第27項）」と規定された。ここで注目すべきは、「自由に分配することができないものとする」と規定された。ここで注目すべきは、「自由に分配することができないものとする」と規定された。ここで注目すべきは、誰が「自由に分配することができないものとする」のかが問題となる。この点について、ICAEWは「配当の可否に関する決定は、各事例において、責任ある人々すなわち取締役および監査役の見解および判断によって行われなければ

ならない (ICAEW [1947] pp.51-52)」とした<sup>(18)</sup>。

## (2) 資本と利益の区分の背景

このような考え方の背景には、イギリスにおけるレセ・フェール思想があると考えられる。レセ・フェール思想とは、「企業家と資本家が自らの責任で自由な経済活動を享受できるという思想 (山浦 [1993] p.52)」であり、企業家による資本家への情報提供は相互契約に基づいて行われるべきであり、法が介入する事柄ではないという考え方である<sup>(19)</sup>。このような考え方があるからこそ、企業家たる取締役が、自由に分配することができない金額を決定すべきという見解の表明につながっている。

さらに、当時の一般的な見解は、「設定された積立金が固定資産の購入、あるいはまた企業発展のための将来の資本の準備を目的とするものである場合それは資本積立金 (Terry and Smith [1957] p.231)」というもの、また、「法律による以外の積立金は、固定資産の取替のための積立金が資本積立金 (Gower [1957] p.424)」というものであった。さらに、ICAEW自身も企業の発展・設備再建に用いられる性質をもつ項目が資本積立金とされると述べている (ICAEW [1953])<sup>(20)</sup>。

以上の議論で想定されているもののなかには、固定資産の再評価差額が含まれると考えられる。固定資産の再評価損益が本来的に資本とされるべきなのか、利益とされるべきなのかはさらなる議論を必要とするであろう。仮に、固定資産の再評価差額が資本とされるべき項目であるとすれば、上述のような考え方には関係なく資本積立金とされることになる。仮に、固定資産の再評価差額が利益とされるべき項目としても、上記のような考え方にもとづいて、取締役等の判断によって、利益を源泉とする項目を資本積立金とできる。

すなわち、『第6 勧告書』および1948年会社法は固定資産の再評価差額が、資本項目とされるべき場合であっても、利益項目とされるべき場合であっても、

固定資産の再評価差額を資本積立金とできる枠組を用意しているのである。このように、固定資産に関する会計原則と会社法においては、複会計制度のように資本と固定資産のみを抜き出した計算書類を作成するわけではないけれども、固定資産と資本を結びつけて考えている点を指摘できる。

#### IV 固定資産売却益に関する考え方

現時点では、イギリスにおいて資本積立金とされないが、1970年代までは固定資産売却益も資本積立金とされていた。

固定資産売却益が生じる原因は大きく分けると2つの原因があると考えられる。1つは、減価償却計算が、所有する資産の実際の価値減少よりも速いスピードで行われた場合である。中古資産の市場価格が当該資産の使用度合いを反映したものであるということを前提とすれば、この場合、減価償却計算による当該資産の帳簿価額の減少額よりも、市場価格の低下のスピードが遅いことになる。そのために固定資産売却益が生じる。

もう1つは、所有する固定資産の価値そのものが増加してしまっている場合である。取得原価を基礎とする当該資産の価値の減少が減価償却による帳簿価額の減少に一致しているとしても、生み出される製品の価値上昇などの何らかの理由によって当該資産自体の市場価値が上昇すれば、たとえ減価償却計算の見積通りの使用方法がとられていたとしても、売却時の帳簿価額は市場価格を下回ることになり、固定資産売却益が生じる。

イギリスで1970年代まで固定資産売却益を資本積立金としていたのは、「かつての複会計制度の名残であると考えてよい。・・・英国で現在このキャピタル・プロフィット（固定資産売却益一筆者注）が資本積立金とされているのは、複会計制度の名残としてキャピタル・ゲインは（固定資産売却益一筆者注）一時的に変形された基礎的資本資金の一部とみることと、もう一つは、・・・資本積立金・利益積立金を区別する基準が非常に財務政策的である（中村 [1969]

pp.143-144)」ためである。

複会計制度の名残として、固定資産売却益が一時的に変形された基礎的資本資金の一部と見られるということは、売却益が株主に分配されるのではなく、同様の固定資産取得のために使われると考えられていることを意味する。固定資産売却益と過去に減価償却費として回収した資金を合わせれば、当初の当初の原能力と同様の有効な状態に維持できる可能性が高くなる<sup>(21)</sup>。

先に見たように、固定資産売却益が生じる原因は2つあろう。1つ目の原因の場合には、生じた固定資産売却益を過去に回収した減価償却費と合わせることで、計算上、固定資産を再取得できる資金を用意できることになる。2つ目の原因の場合には固定資産売却益と過去に回収した減価償却費だけでは、固定資産の再取得資金に足りない場合もあるかもしれない。ただし、利益を源泉とする資本積立金が設定されていれば、再取得資金を用意できよう。

いずれにしても、再取得ということを考えないかぎり、売却益を資本積立金として積み立てることに合理的な理由をつけることは困難であると考えられ、固定資産売却益を利益にせず資本積立金とするということは、固定資産の再取得を前提とした処理であるといえよう。

Smithは、資本をもって利益を生むために使用されるべきものとみ、物それ自体が資本と考えられ、イギリスではこのような考え方を基礎にして、本来使用を目的とし、企業収益力の元本として恒久的に維持存続されるものと観念される、いわゆる固定資産部分が資本として確定された、という (Smith [1933] p.132)。したがって、「固定資産が資本そのものと見られるかぎり、かかる固定資産について発生する一切の利得または損失は、あくまでも資本自体の変動として、その利用による増減を意味する営業損益とは根本的に性質を異にするべきものとなる……。キャピタルゲイン (固定資産売却益一筆者注) は……。いわば資本取引に起因する資本増加として解されるべき (上村 [1960] p.80)」なのである。

このように、固定資産の売却についても固定資産と資本が結びついていたことを指摘できる。そして、同様の固定資産の再取得を考慮した固定資産会計は、実物資本の維持という考え方に結びつくであろう。

## V おわりに

以上のように、イギリスにおける固定資産と資本の関係に対する考え方を考察してきた。

ここまでの議論で、固定資産と資本が結びつきを有していると結論づけられよう。その流れを要約すると次のとおりである。

- ① 莫大な資本を要する運河・鉄道会社の会計を契機として、投資家から集められた資金が企業の本業のために必要な固定資産に投下されていることを表す複会計制度が採用された。複会計制度では資本勘定が独立表示され、固定資産と資本が直接結びついていることを計算書類上で表すことができた。また、複会計制度で用いられた取替法によって、実物資本の維持を想定した計算がなされていた。
- ② 複会計制度が消滅した後も、取締役等の判断により利益を源泉とする資本積立金の積立も認められてきた。その頃の一般的な見解として、固定資産のために留保されるものが資本積立金であるという合意があった。
- ③ 1970年代までは、固定資産売却益が資本積立金とされていた。固定資産売却益を資本積立金とする合理的な理由として、固定資産の再取得が想定されている点を指摘した。固定資産の再取得が考慮されることは実物資本の維持を想定していることになる。

このように、1970年代までの流れを見ると、イギリスにおいては、継続して、固定資産と資本が結びついており、その背後には、実物資本の維持を達成することが想定されていたことを指摘できる。

一方、アメリカでは固定資産と資本の結びつきが否定されている。paton and Littleton は、「固定資産を投資者の拠出額と結びつけて考えようとする試みも妥当性に乏しい。なぜなら、一般に特定の資産を、その最初の財源と明確

に対応させることはできないからである (Paton and Littleton [1940] p.101)」と述べている。

このように、アメリカでは固定資産と資本を結びつけて会計計算を行う考え方はない。その一方で、これまで見てきたように、イギリスでは固定資産と資本を結びつけて会計計算を行う考え方がある。イギリスには独特の資本観があるといわれるが、この点にこそイギリスにおける固定資産会計の特徴を見出すことができるのである。

以上、イギリスにおける固定資産（の会計）と資本の関係を考察してきた。本稿での考察は固定資産売却益が資本積立金とされていた1970年代までであり、現在では固定資産売却益は収益として処理されている。すなわち、現時点では固定資産売却益に対する考え方が変化していると考えられる。その一方で、固定資産の再評価差額を再評価積立金として資本に直接計上する処理が認められている。では、固定資産の売却益だけが資本積立金とされなくなった原因は何か。これが次に解決すべき事項であり、今後の課題である。

---

(注)

- (1) 他にも村田 [1995] 等において同様の指摘がなされている。
- (2) 「南海泡沫会社事件を経験したイギリスでは、株式会社の設立に懐疑的ではあったが (村田 [1995] p.100)、莫大な資金を一個人あるいは少数の個人で負担することはできず、会社設立のための個別法を制定することによって株式会社が設立されていった。
- (3) 例えば、「初期イギリス鉄道業における中心的な鉄道業である (村田 [1995] p.123)」 London and Birmingham 鉄道では、当時の金額で約600万ポンドの資金が必要であると見積もられた。
- (4) その結果、一種の運河・鉄道企業の株式のバブルが生じ「マニア期」ともいわれるようになった。
- (5) したがって、複会計制度の目的をまとめれば次のようになる。(山浦 [1987] p24)
  - ① 資本勘定の独立により、所定の投資以外に資本が使用されていないことを明示する (逆に経営者には枠を課す)。

- ② 資本的支出と収益的支出の区分の妥当性に関する株主や監査役の判断を容易にさせる。
- ③ 資本勘定に示す実体としての基本財又は基準設備を稼働状態にしたまま、これを蚕食することなしに配当可能利益を確定する。
- (6) それゆえ、1868年鉄道規制法はこのような鉄道会社における実務を追認しただけである、という指摘もある(村田 [2001] p.123)。
- (7) 例えば、Leeds and Liverpool運河では建設見積額259,777ポンドに対して授權資本260,000ポンド、Great Western鉄道では建設見積額2,190,820ポンドに対して授權資本2,500,000ポンドであった。
- (8) 例えば、London and Birmingham鉄道建設時に、最大のトンネルであったKilsbyトンネルは当初、99,000ポンドと見積もられていたが、実際の建設費は300,000ポンドとなった。
- (9) 一時的投機的株主は「運河マニア」期あるいは「鉄道マニア」期といわれる一時的な株主ブームの終焉とともに大きな損失を被り、株主としての立場を放棄した(上村 [1959] p.85)。
- (10) なお、長期資金として株式の発行によって得た資金以外に長期借入によって得た資金も資本収入とされた。May [1943] においても、当時のイギリス鉄道会社において、借入資本までもが恒久的な性格のものであったことが示されている(May [1943] p.192)。
- (11) この点は多くの論者が指摘している。Hatfieldは「資本勘定で受領した現金は・・・会社の計画する投資にだけ使用できると規定し、複会計貸借対照表はこの要請がどの程度に満たされたのかを示すことを意図したもの(Hatfield [1914] p.49)」と、Staceyは「複会計制度の真髄は、鉄道の発起人に・・・永久的な形で調達した現金の全部を総括的な資本勘定に集計し、これらの現金に対応して、必要とされる資金の原価を記録させることを要求する点にある(Stacey [1954] p.13)」と、Dickseeは「複会計組織の二分表示は第一に、科学的簿記を知らない人たちにさえ、株主および社債権者から得た貨幣が、どの程度固定資産の取得に用いられたかを確かめさせる(Dicksee [1895] p.58)」と述べている。
- (12) なお、複会計制度においては、取替法による処理以外に引当金を設ける方法も認められていた。あくまでも法の目的は、固定資産の原能力の維持であったため、「取替法をとるかまたは引当金を設けるかといった方法上の問題は取締役ないし監査役の自由意思に委ねられて(上村 [1960] p.192)」いた。

- (13) 上村 [1960] はこの点を企業エンティティの立場から説明する。「会計ないし損益計算の主体を何にもとめるかの立場の相違に応じて、損益計算の過程において収益に対応せしめられるべき費用の概念も自ら量的質的に異なるものとなる。・・・実物資本維持の費用概念は企業エンティティの立場がとられる場合における必然的な系であるわけである（上村 [1960] p.187）。」
- (14) インフレ期の架空利益の排除については太田 [1951] 参照。
- (15) 複会計制度では実物資本を維持するために固定資産全体の再調達価格等を用いた詳細な計算がなされたわけではない。資本収支勘定における固定資産には当初の取得原価が記録されているだけである。加えて、複会計組織の特徴として減価償却を行わないという点が挙げられることもある。ただし、例えば、London and Birmingham 鉄道では減価償却が行われており、複会計組織のなかでも減価償却の処理が行われるという事実を示している。したがって、減価償却を行わないという複会計組織の特徴は、1868年鉄道規制法における制度上の特徴であって、複会計組織そのものの特徴ではない（村田 [1995] p.113）。
- (16) 「複会計制度は1868年の生成以後、漸次、ガス、電気等の公共事業に強制適用せしめられたものであるが、第二次大戦後、Transport Act 1947、Electricity Act 1947、Gas Act 1948 等による一連の重要産業の国有化にともなって、複会計貸借対照表は公式には廃止され・・・制度としては名実ともに消滅した（上村 [1959] p.80）。」
- (17) ここでいう資本積立金には、株式プレミアム等の会社法によってもとめられる資本積立金は除かれる。
- (18) 上村 [1959] によると、ICAEWの見解が当時の一般に認められた権威ある見解であるとしており（上村 [1959] p.75）、この点について、中村は「英国の会計学が会計士の実践学として成立したのは周知のごとくであり、会計学の担い手が実践的な会計士であることは、その後も依然として変わることなく、いわば英国会計学の本質的な性格を規定しているのである。従って英国会計学は会計士の会計実務をはなれて考えることはできない。その意味で英国会計学は、本来、理論的に精緻な学であるよりも、むしろ実践的な会計原則論なのである（中村 [1960] pp.125-126）」と述べ、会計士によって行われている実践が重視されるべきことを指摘している。したがって、会計士団体である ICAEWの見解は権威ある見解であると考えられる。
- (19) 例えば、1862年会社法では、貸借対照表の資産や負債について詳細な規定がなさ

れているのではなく、ひな形が示されているにすぎず、会社の任意で内容を変更することができた。

- (20) また、Clemensも同様の見解を示している（Clemens [1955] p.35）。
- (21) 減価償却費は利益計算の際に差し引かれており、仮に利益が全額分配されたとしても、理論上、企業内部に何らかの形で留保されていることになる。また、何らかの理由で固定資産そのものの価値が上昇したときには、原始取得原価に基づく減価償却費と固定資産売却益を合わせても当初能力と同じ能力を持つ固定資産を再取得するための資金には足りないが、利益を源泉とする資本積立金が認められているため、当該固定資産の価値が急激に上昇した時を除いて、利益を源泉とする資本積立金を利用することで、当該固定資産を再取得することが可能になる。

（参考文献）

- Accounting Standards Board [1999] *Financial Reporting Standards No.15;*  
*Tangible fixed assets.*
- ASB [2004a] *Financial Reporting Standards No.23(IAS21) ;*  
*The effects of changes in foreign exchange rates.*
- ASB [2004b] *Financial Reporting Standards No.26(IAS39);*  
*Financial Instruments: Recognition and Measurement.*
- Brennan,T.F. [1919] *The Double Account System, The Accountant, June-1919.*
- Clemens,J.H. [1955] *Balance Sheets and the Lending Banker.*
- Dicksee,L.R. [1895] *Auditing: A Practical Manual for Auditors.*
- Edwards,J.R. [1976] *The Origins and Evaluation of Double Account System: An Example of Accountion Innovation, Abacus, 21-1.*
- Gower,L.C. [1957] *The Principles of Modern Company Law.*
- Hatfield,H.R. [1918] *Modern Accounting.*
- Institute of Chartered Accountants of England and Wales [1943]  
*Recommendations of Accounting Principles No.6; Reserves and provisions.*
- ICAEW [1947] *The Companies Act.*
- ICAEW [1953] *Recommendations of Accounting Principles No.16;*  
*Accountants' reports for prospectuses:adjustments and other matters.*
- ICAEW [1958] *Recommendations of Accounting Principles No.18;*

*Presentation of balance sheet and profit and loss account.*

May,G.O. [1943] *Financial Accounting*.

Paton,W.A.and A.C.Littleton [1940]

*An Introduction to Corporate Accounting Standards.*

Rowland,S.W. [1935] *The Syllabus in Accountance,*

*Journal of the Institution of Bankers, Jan-1935.*

Shannon,H.A. [1931] *The Coming of General Limited Liability,*

*Economic History Review, 2-6.*

Smith,K.L. [1933] *Capital Gains and Losses in Accounting,*

*Accounting Review, June-1933.*

Stacey,N.A.H. [1954] *English Accountance 1800 to 1954.*

Terry,L.A. and W.T.Smith [1957] *Business Accounts.*

Wang,C.C. [1918] *Legislation Regulation of Railway Finance in England.*

上村久雄 [1959] 「複会計制度への一省察」『会計』75-3。

上村久雄 [1960] 「複会計制度研究ノート」『企業経営研究』9。

太田哲三 [1951] 『固定資産会計』中央経済社。

川端保至 [1987] 「会計学上の資本と利益」『企業会計』39-8。

中村 忠 [1961] 「英米における会計原則論の新動向」『企業会計』13-2。

中村 忠 [1959] 「資本金論の発展」『商経法論叢』9-3。

中村 忠 [1960] 「英国における会社法と会計原則」『商経法論叢』11-1。

中村 忠 [1961] 「資本剰余金と利益剰余金」『商経法論叢』12-2。

中村 忠 [1960] 「損益会計と資本金論」『商経法論叢』11-2。

中村 忠 [1962] 「『真実かつ公正な概観』とは何か」『商経法論叢』12-4。

中村 忠 [1964] 「財務諸表における情報の公開」『商経法論叢』14-2。

中村 忠 [1963] 「英国会社法のグループ計算書規定」『商経法論叢』13-4。

中村 忠 [1963] 「英国会社法の改正」『商経法論叢』14-1。

中村 忠 [1969] 『資本金論』白桃書房。

村田直樹 [1995] 『近代イギリス会計史研究』晃洋書房。

村田直樹 [2001] 『鉄道会計発達論史』日本経済評論社。

山浦 久 [1987] 「英国複会計制度の検討」『会計』132-5。

山浦 久 [1993] 『英国株式会社会計制度論』白桃書房。

(おの まさよし 本学専任講師)